

# 科研申請に関する課題

## (技術職員の科学研究費補助金取得への取り組み)

医学系部門  
西田 まなみ

### 1. はじめに

国立大学の法人化を契機として外部資金獲得が大きな課題となった。外部資金として一般的なもののは競争的（研究）資金であり、その中に科学研究費補助金（科研費）が含まれる。科研費の獲得（取得）は、研究および教育を主たる業務とする教員（研究者）の責務であると考えるが、技術センター職員（以下、技術職員）も科研費取得に寄与することが望まれつつある。

技術センター内の将来構想検討ワーキンググループでは、技術職員の「科研費取得に関する取り組み」について検討されているが、ここでは経験から得られた私的考察を述べる。

### 2. 文部科学省や広島大学が示した科研費取得の環境について

「科学研究費補助金の本学における応募資格の基準」（平成17年9月27日付、学長決裁）が発表された。

#### 【部局等の長の許可を必要としない者】

- ・常勤の研究者（教務員を含む）
- ・寄付講座・寄付研究部門の研究者
- ・特任教員
- ・外国人教師

#### 【部局等の長の許可を必要とする者】

文部科学省から示された4つの用件（注1）を全て満たす次の者で、本学の研究環境（研究室等）が提供でき、部局等の長がその研究活動を当該部局等の活動として認める場合。

- ・名誉教授
- ・非常勤研究員

- ・附属学校教員
- ・技術職員
- ・海事職員
- ・看護職員
- ・医療職員（医員を含む）

以上、技術職員は部局の長の許可が得られ、下記4つの用件を満たせば応募資格を有することができる。

#### （注1）4つの用件

##### 【研究者に係る要件】

- ① 指定された研究機関に、当該研究機関の研究活動を行うことを職務に含む者として、所属する者であること（有給・無給、常勤・非常勤、フルタイム・パートタイムの別を問わない、また、研究活動以外のものを主たる職務とする者も含む）。
- ② 当該研究機関の研究活動に実際に従事していること（研究の補助は除く）。

##### 【研究機関に係る要件】

- ③ 科学研究費補助金が交付された場合に、その研究活動を、当該研究機関の活動として行わせること。
- ④ 科学研究費補助金が交付された場合に、機関として補助金の管理を行うこと。

### 3. 技術職員が応募可能な科研費

技術職員が研究者番号なしで応募できる奨励研究、研究者番号（注2）を取得後（研究者として）応募できる若手・基盤研究等がある（ただし、技術職員、附属学校教員等については、名簿に登録することにより、「奨励研究」に応募するこ

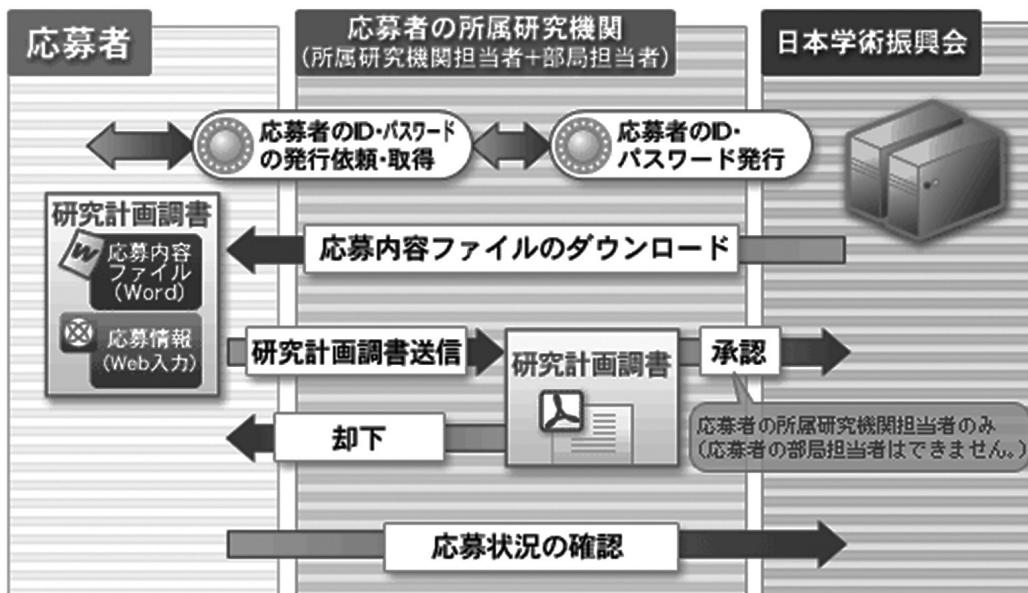


図. 電子申請手続きの概要

できなくなるため留意すること).

#### (注2) 研究者番号

府省共通研究開発管理システム（e-Rad）は、各府省が所管する競争的資金制度を中心として研究開発管理に係る一連のプロセス（応募受付→審査→採択→採択課題管理→成果報告等）をオンライン化する府省横断的なシステムである。このシステムを利用するためには所属機関での研究者の登録申請手続きが必要である。本学では学術室学術企画グループが窓口となり、ID、パスワードの手続きを行い、学術振興会のHPから本人が電子申請を行う。これにより、研究者名簿に登録され、研究者番号が発行される。この研究者番号は、科研費申請には必ず必要な登録番号である（上図参照）。

#### 4. 技術職員による科研費の獲得と遂行

前述の文部科学省や広島大学が示した用件以外に、科研費を申請、遂行するためには、下記の問題がある。

##### (1) 技術職員の本務として研究が認められる

技術職員の本務は研究ではないという視点から脱却し、研究者に係る要件①を満たすことにより、

科研費申請が可能となる。

##### (2) 研究に対する業務指示者の理解

業務指示者（教員）には、科研（研究）は教員が行うものであり、技術職員は教員の指示で作業さえしていれば良いと考え、科研費に関わること自体に否定的な考えを持っている人もいる。技術職員が研究を望む際には、文部科学省や大学の通達の趣旨に業務指示者の理解と協力がなければならない。さらに、研究の継続について、研究期間中に業務指示者が変更した際には新しい業務指示者の了解が得られるか否か難しい場合がある。技術センターが業務指示者に了解を取り付けることも必要である。

##### (3) 研究指導者の有無

申請の段階から、研究を指導してくださる研究者の支援が得られれば、当然のことながら、研究は円滑に進む。

##### (4) 申請課題に関する研究論文が複数必要

科研費を申請するには研究実績が求められ、研究指導者の下で研鑽を積むことが申請に至るまでの早道である。

##### (5) 研究に携わる時間と場所、環境の確保

この項に関しては、(1)～(4) のすべてが関連し、それぞれの協力がなければ実現が困難である。

#### (6) 科研費取得の業績評価

技術職員の研究を技術センターや事務が本務の一部と認め、評価することが大切だと思う。ただし、技術職員全員に科研費取得を強いて、その成果を評価するのではなく、研究したい技術職員には研究への道を開き、与えられた職場で何が大切なかを選択できる環境づくりが必須であると考える。研究は、技術職員の本務の一部であるという共通認識が求められる。

### 5. 研究参画への過程

これまで長年にわたり、科学研究費補助金、厚生労働省科学研究費補助金、国土交通省委託事業、文部科学省委託事業等を取得し、研究を続けていく。

鑑定や検査業務を長年続け、研究を始めたきっかけは、技官（技術職員）として勤務した研究室の業務内容であった。業務・研究目的が明確で、業務向上を目指す研究や技術開発研究への意欲、研究者の協力体制、研究環境の充実等があり、教員と技術職員の区別なく、研究に意欲を持っている者は研究に駆り出された。業務をする傍ら、研究を支援すると研究業績（論文等）に連名で掲載され、研究の面白さを知ることとなった。助走期間（経験）を積み、研究代表者として科研費を取得することになった。前章で示した用件は、研究代表者として科研費取得までに経験したことを記した。教員であれば経験しなくてもよいような複雑な手続き、感情のもつれ、科研費を取得してい

ない他の教職員からの言動等々、技術職員が研究に携わることの難しさを体感した。

### 6. まとめ

技術職員の科研費取得への取り組みについて、経験を元に私見を述べた。各配属先における技術の向上を目指し、精度・効率を上げるには工夫（研究）が必要である。それに必要な経費が貰えられればよいが、予算（経費）削減の折から、外部資金の導入が求められる。研究者である教員は当然ながら外部資金獲得の責務が課せられているが、すべての教員がその努力をしているか疑問である。そのような中で、技術職員が外部資金獲得のために努力することは並大抵ではない。目的意識を明確に持ち、職場の人的・物理的環境を考慮して慎重に運ばなくてはならない。

技術職員が科研費取得を目指すには、先ず、研究者番号が必要のない「奨励研究」に挑戦することを勧める。ただし、予算額が少なく、単年度研究であることが欠点である。奨励研究で助走し、段階的に研究者番号が必要な科研費に挑戦すると比較的関わりやすいものと感じている。

研究も職場の雰囲気も良好な人間関係を築くことが重要である。技術職員が配属先で快く働くには、環境に大きく影響される。配属先の雰囲気を変えることは一技術職員には荷が重過ぎるが、そこに馴染み、技術向上の目的を堅持し、外部資金獲得のチャンスを待つことが大切であると考える。